

平成22年度第2回二宮町下水道運営審議会会議録

日 時 平成22年7月14日(水)、午前10時～11時15分

場 所 町民センター2階、2Aクラブ室

出席者 小澤宜男会長、二見泰弘委員、外丸勝美委員、山田経行委員、岩倉正枝委員
宮本由美子委員、上田有司委員

欠席者 古澤正平副会長、脇直一委員、深見直美委員、田沼耕一委員

事務局 都市経済部長、下水道課長、業務班副主幹、工務班副技幹、業務班主事

傍聴者 1名

1. 開 会(課長)

お忙しい中ご出席をいただき有り難うございます。本日の出席委員は、定数11名中7名であります。半数以上の出席ですので、本日の会議は成立しております。

ただ今より、平成22年度第2回二宮町下水道運営審議会を開催させていただきます。初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

おはようございます。暑い中早くから大変申し訳ないと思っております。受益者分担金について、ご審議のほどよろしく願います。

会 長 次第に従いまして審議を行いたいと思います。事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 議題(1)市街化調整区域の受益者分担金について、①単位分担金額の設定について、説明させていただきます。資料1をご覧ください。これは2月10日の下水道事業受益者分担金諮問資料のうち資料一①を整理したものです。まず、受益者負担金は現在、市街化区域の方に負担していただいている 450 円の算出方法をここに示してあります。

平成3年度から平成13年度までの枝線工事費を賦課対象面積80ha で除して末端管渠整備費相当額を算出しました。相当額は 4,498 円/m²です。下水道財政研究会の提言では負担率 1/3 から 1/5 の範囲で定めることになっております。それで除した数字が 1,499 円、900 円であります。

全国及び県内公共下水道実施市町村の状況を参考に検討した結果、あまりにも負担額が高いのではないかと。他市町村の金額を参考に二宮町としては、負担率 1/10 に相当する 450 円で決めさせていただき、現在、賦課をしています。

続きまして、受益者分担金については、第1案から第3案まで示めさせていただきました。第1案は、市街化区域における平成3年度から平成20年度までの枝線工事費を基に面積当たりの整備費を求め、末端管渠整備費相当額は 2,337 円/m²。下水道財政研究会の提言の範囲では、1/3 で 779 円、1/5 で 467 円となります。

第2案は、市街化区域における平成3年度から平成20年度までの枝線工事費を基に面積当たりの整備費を求め、市街化区域及び市街化調整区域の面積1ha に占める枝線管渠の密度を求め、その比率を面積当たりの整備単価に乗じて算出しました。金額は2,033円です。

第3案は、市街化区域における平成3年度から平成20年度までの枝線工事費から平均的な延長当たりの整備費を求め、末端管渠整備費相当額を算出し、2,017円/㎡となります。

次のページを見ていただきたいと思います。(2)受益者負担金と受益者分担金の違いについて、この資料につきましても、前回5月20日の会議資料、受益者分担金と受益者負担金の金額の違いについて、を要点整理したものです。市町村名、負担金額、負担金算定式、分担金額、分担金算定式、相違点の順で説明させていただきます。

藤沢市は負担金額520円、分担金額800円。下から2番目大井町は負担金額208円、分担金額290円であります。藤沢市、大井町も分担金算定式、負担金算定式は同じですので、相違点の説明にもありますように事業費の違いにより金額の違いが生じています。

平塚市は負担金額339円、分担金額366円で事業費の考え方は同じ。負担率と賦課対象面積の捉え方の違いにより分担金、負担金の違いが出てきています。

秦野市は負担金額280円、分担金額280円と同額になっています。説明でも記載しておりますが、実際の分担金計算では510円、660円となり分担金の方が高くなります。秦野市では負担金との整合性・公平性の観点から不公平感をなくすため同額にしています。以上で説明を終わらせていただきます。

【意見・質問等】

会長 何かご質問ご意見はありませんか。

委員 平塚市の負担金算定式の中で負担率が書いてないがどうしてですか。

事務局 各負担区でいろいろ違いまして、幅がありまして。

委員 どのくらいの幅ですか。

事務局 1/6から1/8.2です。この負担率の変更について、担当者に確認しましたが、なぜ変更しているか、分からないとのことでした。

委員 他の市町は分担金の方が高いのに、なぜ二宮町は分担金が安いのか。

事務局 受益者分担金を計算するのに、2枚目にある計算式で求めているのですが、二宮町は他の市町に比べ面積が狭く、また、家屋も集中しているので工事費が安くなります。

委員 分担金の1案から3案までの基本的な考え方の根拠を教えて欲しい。平成3年から13年までの工事費を取ったり、平成3年から20年までを取ったり、3案では延長当たりで取って、それをどうやって面積換算したか。

事務局 整備単価を算出するに当たっての年度が平成3年から平成13年で、これは、受益者負担金を算定するに当たり、現在、賦課させていただいている受益者負担金を決めた

当時の算定根拠ですので、平成3年から平成13年になっています。参考に受益者負担金の算定根拠として当時の考え方を載せていますので分担金の根拠とは違います。

委員 平成3年から平成13年ということは、市街化区域の枝線工事の全部ということですか。

事務局 違います。平成13年までということは、JR東海道本線の南側の地区が賦課対象だったので、その賦課対象区域の中の整備費を算出するにあって平成3年から平成13年の区切りで決めています。市街化区域の全体整備ではありません。

委員 今のご質問は当然と言えば当然で、平成3年から平成13年、私は、この整合性という考え方を事務局が持たれて、受益者負担金を出すときに同じ方法で比較していかないと、なかなか負担金を決めるときに整合性が取れないから、このようにしたと思う。

例えば、1案、2案、3案は直近の整備費が掛かってきているのかどうか分かりませんが、今の負担率に実際このくらい金が掛かっているの、このくらい負担してもらったほうがいいのではないかと。そういうことで出来るだけ直近の20年までにして、改めて負担金を考えるときの基礎にしたほうがいいのかという案と受け止めていたが違いますか。

事務局 正にそのとおりです。資料が1箇所違っていました。3案は平成13年までなく平成20年までです。訂正をお願いします。

委員 市街化区域と市街化調整区域の枝線の全額を比べているかという問題です。片方が平成3年から平成13年、もう片方が平成3年から平成20年、比較する分母が同じ考え方に立っているかが基本だということです。負担金もそうですか。

事務局 負担金は平成3年から平成13年です。

委員 その場合に市街化区域の全枝線の工事費になっているのかという質問です。途中を取って計算すると450円ですと言われても、途中ではないかという話になる。分母が、比較はどうしたかということです。

当時これで決めたのなら、これで構わないです。それを今、負担金は平成3年から平成20年までと同じベースに置き換えて、450円を見直してみるとかして、資料を出していただいて同じ450円と決めただけ、実際に全額を考えてみると500円になるよ。それと同じ試算をするとこうなる。土台が一緒なら。

事務局 受益者負担金のときですが、1㎡当たり4,498円。1/3で1,499円、1/5で900円と他市町、県下から見ると高い。そのことでこの審議会で二宮町の住民に対して、不合理、無理ではないかということで、1/10で決めさせていただき450円になりました。ただ今後、受益者負担金も1/10にして同じ土俵にすると、第1案234円、第2案203円、第3案202円になってしまう。1/10にして良いかが根本の問題になってしまう。

受益者負担金は1/10にして450円にしたが、このまま単純に市街化調整区域の受益者負担金も1/10にしてよいかとなると不合理が出てしまう。今、委員さんが言われたとおり、本当は同じ分母でやるのが当然だと思いますが、受益者負担金を決めたと

きに、近隣から見て数字があまりに高くなったために 1/10 に決めさせていただきました。

会 長 補足しますが、受益者負担金を決めたときの会長ですので、あまりにも高いのですよ。ただ、1/10 という数字は 900 円の半分で 450 円になるね、ということだけです。900 円という数字が出て、他の地域が 400 円とか 500 円とか、そのような金額だった。二宮が飛び抜けて高い、これでは住民の皆さんにお願いできない、せめて半分ぐらいなら他市町村とそう高くないということで 450 円。実際には根拠は明確なものはない。住民にどうしたら受け入れてもらえるかどうかに眼目をおいて 450 円になった。国の 1/3 から 1/5 では、あまりにもということで 1/10 になった。

委 員 今現在の換算で受益者負担金は、いくらになるか計算してありますか。

事務局 計算しておりません。

委 員 今の話は持つておく必要がある数字だと思います。当時の決めたことは会長の説明で十分よく分かる。1/10 を議論する必要ないと思う。第3案は面積で割った訳ではないが、平均的な延長当たりの整備費は、ある程度3案の数字に近づいているのではないかな。全体面積で割るからもう少し高いのかな。持たないと新たに課す訳だから持つておく必要がある。

委 員 調整区域の問題も市街化区域と接しているような調整区域の計算と、市街化区域から外れて100m、200m離れて1軒建っているところまで枝線を延ばすのか。その面積も入ってくる訳ですね。その辺も前に言ったように合併浄化槽等にすれば面積も変わってくる訳ですよ。その辺はどうなのか。

事務局 将来的に費用比較して下水道で整備するより、他の手法でやるのか、費用的に安くなるのか、町の負担も少なくなる見直しをしなければならぬ時期にはきていますが、今の時点は、受益者負担金を求めるには市街化調整区域94ha 分を対象にさせていただいています。今後、計画外になるところも可能性として出てくるかもしれない。

委 員 考え方を受益者負担金と受益者分担金、例えば、市街化区域はどうか。市街化調整区域は離れている、市街化区域の対象面積の80%全部を下水道整備する考え方。市街化調整区域のほうは面積で割ると広い所にあるので難しいから、平均的な延長当たりの整備費を基礎において分担金を算出した方が、市街化区域はこのような考え方でやっていると思うので、市街化区域、市街化調整区域の特性・地域性により、こう考えてやっているところを説明して欲しい。

計算式が違うことを言っているので、市街化区域、市街化調整区域の特性・地域性を見て、違う部分をどのように見ていったら、より公平性に近づけるかを考えて、この算出が望ましいということで事務局より3案を出したのでしょうか。この考え方で良いかを議論してもらうことが必要ではないか。

会 長 前の資料に算出方法を出してあります。22年2月10日の資料。

委 員 基本的に難しいこと言ってもあれなので、二宮の特性を考えたときに、とても離れた一

軒家とかを例えば、将来的に合併浄化槽でやっていく、ほとんど調整区域といっても市街化と大して変わらない土地柄だよ。二宮は大体見ていると、私が思うには二宮の調整区域も市街化区域と大差ないとなれば、今の受益者負担金の計算方法でいったのがいいのではないかと、私の意見です。山の中の一軒家も枝線を持っていくとなれば話しは違ってくるが、県も合併浄化槽で進めていくみたいですが、その辺を考えれば今の市街化区域受益者負担金と大差ない土地柄かなと思います、その辺をどう考えるか。

事務局 説明不足もあると思いますので、改めて三つの案を説明します。第1案は、受益者負担金と同じ考え方。委員さんからのご意見で年度が違うので対照にはならないとの話がありましたが、年度のトータルの整備費は除いて、単純に今までの実績、整備費を面積換算したもの、整備単価に今後の調整区域を整備する面積で掛けた数字、受益者負担金と基本的に同じ考え方で算出したものが第1案です。

第2案は、市街化区域と調整区域については下水道の管渠は道路に埋設するのが基本ですので、その考え方から市街化区域より調整区域のほうが道路の1haにおける道路延長密度が低いことを考え、調整区域の方が面積当たりの整備量が少ないことを補正し示したものが第2案です。

第3案は、今後予定されている整備管渠延長を、第1案、第2案と比較して面積でなく延長で出した場合、どのくらいの費用になるか算出したものです。

第1案は受益者負担金と同じ考え方で、第2案・第3案は市街化調整区域の地域性を考えて算出したものです。

会長 市街化区域と調整区域は、道路を隔てて2mから3mしか離れていないところもある。また、山のほうもある。金額を高くするのか、安くするのか、同じにするのか、いろんな考え方があ。どのように決めるのか。

委員が言われたように、住民はみんな同じだよ、それ相応の負担を同じような形でしてもらうのが妥当ではないか。市街化区域も調整区域もやることは同じであるので、同じような負担をしてもらう。負担金と分担金の名前は市街化区域と調整区域の区別で違うが、考え方は同じであるので金額は一緒でいいのではないかとこの考え方もある。

これから下水道事業費がどうなるか分かりません。下水道事業が続くのか。合併浄化槽になるのか。調整区域の中で下水道接続をやってしまっているところがある。一札入れて分担金が決められたら払います。その考え方を見ると一緒で良いのではと私は思う。どうですか。

委員 私は、二宮の特性から考えると、市街化区域も調整区域も大差ない土地柄だからね。

委員 それは、1案から3案まで、直接的に賦課されていない、今、改めて委員から提案された第4案になるのか、同じで良いのではないかと。地域特性から調べるとほとんど市街化に隣接している。狭いから同じでいいのではないかと案があるとすれば、今さっき言った13年でいいのか、一緒にした時に見直して取ろう、当時決めた金額でいく、との選

択肢もいろいろある。財政状況を見ながら、直近の整備費を入れた、新しく取るなら同じということで一つの金額を取るとの考え方もある。

会 長 難しいですね。市街化区域の中で90何パーセントまだやっていないところがある。そうなってくると、もし金額が高くなったときに時節柄違う方がいいのか別な議論になってしまいます。あまり議論が起きないような普及率を優先的に考えてもらう。金額は同じで、負担金は当時決めた金額のままでいって、出来るだけ早く加入していただく、使用料をいただくほうが財政的にはいいのではないかという考え方もある。

事務局 会長、委員が言われた地域特性は、私たちも分かっていることで、この前の会議で、今後中期ビジョンの策定をしますということで、その中で市街化調整区域の中であまり遠いところは、合併浄化槽等になっていくのかな、これから決めていく訳です。

二宮の場合は市街化、市街化調整区域と言っても、ほとんど他町と違って市街化みたいなもので、二宮はコンパクトな街ですので、委員さんが今言われたように、市街化、市街化調整区域を負担金、分担金として分けていいのか。

私たちは、分けなくても、工事をしても殆ど変わらないことがあるが、審議会の皆さんにその前に案として出して、一般的な資料にさせてもらいました。

委 員 私も市街化、市街化調整区域の額は同じにすべきだと思っています。ただ、負担金、分担金の考え方が末端工事費の一部を負担してもらう、その辺を旨く説明できないのかなと思う。私が考えたのが同じ市街化でも枝線で比べればバラつきがありますよね。ですから、調整を含めて一体となって算出してみればおそらく 450 円のプラス、マイナスいくら、概ね全体を見ても額は変わらないので、現行の 450 円でいきましょうと説明できると思う。そんな説明できませんか。調整区域を含めて全体で計算してみる。

事務局 第1案がそれなのです。平成3年度から平成20年度までに実際に工事をしました枝線工事費、整備費の71億6273万5千円を整備した市街化区域の面積261.5haで割り返した。1ha当たり市街化区域の整備単価2739万956円。この単価を市街化調整区域の今後の整備単価として、市街化調整区域94haを掛けて調整区域整備費25億7474万9864円。

事業費に関しては、国・県の補助金を引いた金額・末端管渠整備費相当額にするために、町の単独事業費になる割合64%を掛けて末端管渠整備費相当額16億4783万9912円になりました。

受益者分担金が賦課できる面積(道路・河川等25%)、賦課対象面積70.5haで割ると2337.4円/m²となりました。これを負担率1/3から1/5及び1/10を乗じると779円、467円、234円を、ここで提示させていただきました。

なお、市街化区域と市街化調整区域を含めて考えてみたらとの話がありましたが、最初に説明したところで、平成3年度から平成20年度までの市街化区域整備実績71億6273万5千円を面積261.5haで割った1ha当たり市街化区域の整備単価2739万956円。これに全体区域を掛ければ出る数字で、おそらく第1案の数字と大きな違

いは出ないと思います。

委員 平成3年度から平成13年度の建設費と平成14年度から平成20年度と比べると、平成14年度から平成20年度の建設費が安くできたことになる。この違いはなんですか。

事務局 可能性としては、特定財源入りの違い、国庫・県費の違い、整備単価の違いが原因ではないかと思う。

委員 いずれにしても、私は、額は一緒にしたいと思います。そのための説明をどうするか、そこを旨く説明すれば町民も納得すると思います。

会長 当時それまで詳しい数字が出ていませんから、まだやっていないからいくら掛かるか分からない。机上の計算の金額ですから、上からいくらもらえるかハッキリ分からない。その中でやって来ましたので、今と比べると実際の金額と違いがあるかもしれない。

2月10日の資料の第1案が大体现状の金額 467 円ですから、当時の 450 円が高かったか、安かったかは分かりませんが、近づいてきていることが言えるのではないかと。

467 円に決めようかという、さっきの平等の件でそうもいかない。少しでも安くして今のまま 450 円でどうか、という説明にいかざるを得ない。

委員 説得力はあります。今はこのくらい掛かる。それよりは現在のほうが安いですよ、新たに負担していただく方には、高いけど公平性の観点から分担金を同じ金額にするストーリーができます。

会長 そういうことで、どうでしょうか。ただこれからまた、答申等について説明できるように、委員のご意見をまとめて、町民の方に説明できるようにしたい。

皆さんの意見を集約すると、当時、計算した中で高い数字が出たので、450 円にしました。そのときは実際的な金額をしっかりと把握できなかった。現状では第1案の実際に行われた平成3年から平成20年の金額が 467 円、それから見ると当初決めた 450 円はそんなに間違いではなかった。平等の観点から 467 円でなく 450 円にしました。よろしいですか。皆さん、この方向で答申をまとめて欲しいと思います。

議題②受益者分担金制度について、資料2の説明をお願いします。

事務局 受益者分担金制度について、資料2を説明させていただきます。受益者分担金を徴収するに当たってのその他の制度的なものです。基本的な考えとしては、受益者分担金制度についても同じ下水道事業であり継続している事業でありますので、受益者負担金制度と公平性、整合性を保つために同様の制度としたいと考えています。

1. 徴収時期及び方法について

受益者分担金の賦課徴収時期については、受益者の負担を軽減するために、受益者負担金で採用している3年12期に分割し徴収する方法が適当であると考えため同じ制度にしたいと思います。また、受益者分担金の納付に当たっては、分担金を全額又は一部を前納したときの一括納付報奨金も受益者負担金と同様にしたいと考えています。一括納付報奨金は3年分を一括納付したときは10%、2年分を一括納付したときは7%、1年分を一括納付したときは4%としたいと考えています。

2. 徴収猶予の基準について

受益者負担金では、特別な理由により徴収を一定期間猶予することが認められています。分担金においても同様な制度が適当であると考えます。猶予の対象としましては、田、畑、山林、その他これらに準ずる土地。猶予期間は、宅地として利用できると認められる時まで100%の猶予。係争地も受益者が決定するまで100%の猶予。その他町長がその状況により徴収を猶予する必要があると認める土地は、町長が決定する率、2年以内で町長が認定する期間であります。

3. 減免基準について

受益者分担金の減免についても、受益者負担金制度との整合性と公平性を保つため同様の制度とする。主に、公共用地、道路・河川・水路・公園・緑地は100%減免。学校施設用地75%減免、社会福祉施設用地75%減免、庁舎等用地75%減免。生活保護法による扶助を受けている者その他100%減免。その他特に減免する必要があると町長が認めた土地、その状況に応じて町長が決定する率です。

4. 督促及び延滞金について

受益者分担金についても、受益者負担金と同じく納期限内に納付されなかったときは、督促の後、年14.5%の範囲で延滞金を徴収するものとする。受益者分担金制度についても、以上のような受益者負担金制度と同様な制度を設けて運用したいと考えています。

会 長 今、事務局から改めて受益者分担金制度について説明がありましたが、これについて、ご意見ご質問はありますか。負担金と同様です。差は無いということです。特に良いですか。ありませんか。

次のその他について事務局からありますか。

事務局 有り難うございました。今回の議論を踏まえまして、次は答申について諮りたいと思います。次回の会議は、10月下旬から11月上旬に開催させていただく予定です。

会 長 参考資料として、今日の結論として答申(案)を事前に配りますので、文言・内容について、ご意見等があましたら事務局にご連絡いただきたい。それでは、本日の議題は全て終了しましたので、閉会いたします。